

日本科学技術者協会海外交流委員会内規

(総則)

第一条 本規則は、当協会の定款に定める以外の海外交流委員会に関する事項を定める。

(組織)

第二条 海外交流委員会は、日本科学技術者協会における国際協力の活動の一環としての業務を遂行するための内部組織である。

(目的)

第三条 国内のエンジニアが国際的な視野を広めることを目的として海外の人々との交流を図る場を提供する。

(事業)

第四条 前条の目的を達成するために次に掲げる事業を行う。

1. 日本国内に在籍している、或いは留学している外国人と国内のエンジニアとの交流会開催。
2. 国内のエンジニアの海外研修ツアーの企画・実行。
3. その他、海外交流委員会の目的にかなう事業。

(会員)

第五条 当委員会の会員は、その目的に賛同する個人、企業または団体とする。

2. 当委員会の会員は、その身分によって次の各号に掲げるものに分ける

- (1). 協会の正会員である個人（以下、正会員という）
- (2). 協会の賛助会員である企業又は団体（以下、法人会員という）
- (3). 協会の会員でない個人（以下、個人非会員という）
- (4). 協会の会員でない企業又は団体（以下、法人非会員という）

第六条 当委員会の会員は、前条の区分によって、次の運営会費（年額）を納付するものとする。

- (1). 正会員、及び法人会員 免除
- (2). 個人非会員 5,000 円
- (3). 法人非会員 20,000 円

(運営委員会)

第七条 当委員会に運営委員若干名からなる運営委員会を置く。

2. 運営委員は当委員会の会員の互選により、第五条(1)号の会員から選出する。
3. 運営委員会に、運営委員の互選による運営委員長を1名置く。
4. 運営委員、運営委員長の任期は2年とし、重任を妨げない。
5. 運営委員会は、当委員会の事業を統括して実施する。

(入会)

第八条 当委員会に入会しようとする者は、入会申込書を提出し、運営委員会の承認を得なければならない。

(退会)

第九条 当委員会を退会しようとする者は、退会届を提出し、運営委員会の承認を得なければならない。

(会計)

第十条 海外交流委員会の事業の実施に当たっては、参加者の負担金、及び協会からの補助金で賄い、会計は独立採算制とする。

(附則)

第一条 この規則は、当協会の理事会が正式に承認した日から施行する。

第二条 この規則の変更は、理事会の承認によって行うものとする。